

# ベリーズ介護相談センター 運営規程

## （事業の目的）

第1条 三井造船生活協同組合が開設するベリーズ介護相談センター（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という）は地域住民の方々が、要介護状態となった場合においても、できる限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように適切な居宅介護支援を提供し、誰もが安心して暮らせる街づくりを推進することを目的とする。

## （運営の方針）

### 第2条

- 1、 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、そのおかれている環境、能力等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健及び福祉・医療サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- 2、 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の事業者には不当に偏することのないよう、公正・中立に行う。
- 3、 事業の実施に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、「介護保険福祉施設、特定相談支援事業者等」の保健及び福祉・医療サービスとの連携に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称は及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ベリーズ介護相談センター
- 二 所在地 岡山県玉野市玉2丁目5番5号

## （職員の職種及び担当上限人数、員数及び職務内容）

第4条 職員及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名（常勤、兼務）  
管理者は事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 介護支援専門員 名（常勤 名、兼務 名、非常勤 名）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日  
ただし、祝日及び8月14日から8月16日と12月30日から1月3日までは除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30までとする。

## （指定居宅介護支援の提供方法）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室等
- 二 使用する課題分析票の種類 全社協方式
- 三 サービス担当者会議の開催場所 ご利用者の居宅など

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度	1回/月以上
五 モニタリングの結果記録	1ヶ月に1回

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

- 一 居宅介護サービス計画等の作成
- 二 指定居宅介護サービス事業者、その他の者との連絡調整
- 三 利用者に対する相談・援助業務
- 四 その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1、 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担はなしとする。
- 2、 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は通常の実施地域を越えてからその実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた地点から、1 kmにつき、50 円とする。
- 3、 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明を行ったうえで支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は、玉野市、岡山市（南区西福祉事務所・北区中央福祉事務所管内に限る）、倉敷市とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- 1、 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次の通り研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
  - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - 二 継続研修 年4回
- 2、 職員は職務上知りえた秘密を保持する。
- 3、 事業者は職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4、 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、三井造船生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する事業実施により事故が発生した場合には速やかに市町村・利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業所は利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- 1、虐待防止に対する担当者の選定
- 2、定期的に虐待防止に関する委員会の開催
- 3、虐待防止のための指針の整備

(業務継続計画の策定)

第13条 感染症や災害が発生した場合においても、利用者が継続的に居宅介護支援サービスを受けられるよう、業務継続計画策定とともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

附則

- 1、この規程は、平成18年3月1日から施行する。
- 2、この規程変更は、平成19年1月1日から施行する。
- 3、この規程変更は、平成20年2月1日から施行する。
- 4、この規程変更は、平成20年4月1日から施行する。
- 5、この規程変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 6、この規程変更は、平成21年5月1日から施行する。
- 7、この規程変更は、平成22年6月1日から施行する。
- 8、この規程変更は、平成22年10月18日から施行する。
- 9、この規程変更は、平成24年10月1日から施行する。
- 10、この規程変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 11、この規程変更は、平成25年9月15日から施行する。
- 12、この規程変更は、平成26年8月11日から施行する。
- 13、この規程変更は、平成27年2月1日から施行する。
- 14、この規程変更は、平成28年10月1日から施行する。
- 15、この規程変更は、平成30年6月1日から施行する。
- 16、この規程変更は、平成31年2月13日から施行する。
- 17、この規程変更は、令和4年9月1日から施行する。
- 18、この規程変更は、令和5年11月1日から施行する。
- 19、この規程変更は、令和6年4月1日から施行する。